

## 2 土地利用における環境配慮指針

土地は限りある貴重な資源であり、土地利用行為の際には適切な環境配慮を行うことが必要です。  
ここでは、開発事業などでの土地利用に関し、一般的に配慮すべき事項を示しています。

### ▶ 土地利用における環境配慮指針

項 目	土地利用における配慮指針
身近な海辺の土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な樹林地や海辺をできるだけ保全するとともに、それらをいかした、うるおいとやすらぎのある空間を形成するように努める。</li> <li>・親水空間の整備など、自然とふれあえる場の創出を推進する。</li> </ul>
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴うような事業はできるだけ避ける。</li> <li>・ビオトープ(野生生物の生息・生育可能な自然生態系が機能する空間)の復元・創造の手法により、地域の健全な生態系の維持に配慮する。</li> <li>・護岸整備等における多自然型工法の採用など、水生生物や水辺植物等の生息・生育空間の確保に努め、地域の健全な生態系に配慮する。</li> </ul>
自然や伝統的な景観の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺から目立ちやすい斜面や尾根部の樹林、水辺や谷筋といった自然的景観資源は残すように努める。</li> <li>・歴史的文化的資源の保存に影響を及ぼすような事業は避けるように努める。</li> <li>・建築物の周辺は緑化するなど、良好な景観形成に努める。</li> <li>・商業や工業系の整備に当たっては、建築物や駐車場、構造物の周辺は緑化するなど、良好な景観形成に努める。また、オープンスペースを十分確保するように配慮する。</li> </ul>
環境負荷の少ないまちの基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒音、雨水流出量、廃棄物等を著しく増加させないように配慮する。</li> <li>・駐車場等を十分に確保し、交通渋滞やそれに伴う公害を発生させないように配慮する。</li> </ul>
快適で安全な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺土地利用との整合を図る。</li> <li>・道路の整備に当たっては、大気汚染や騒音、振動等の公害や生活環境への影響に配慮する。</li> <li>・電波障害や日照への著しい影響が生じないように周辺環境に配慮する。</li> </ul>